

(19)日本国特許庁(JP)

(12)公開特許公報(A)

(11)公開番号

特開2022-10555
(P2022-10555A)

(43)公開日 令和4年1月17日(2022.1.17)

(51)国際特許分類		F I		テーマコード(参考)	
B 6 0 N	3/00 (2006.01)	B 6 0 N	3/00	A	3 B 0 8 8
B 6 0 R	7/08 (2006.01)	B 6 0 N	3/00	B	3 D 0 2 2
		B 6 0 R	7/08	Z	

審査請求 未請求 請求項の数 4 O L (全10頁)

(21)出願番号	特願2020-111201(P2020-111201)	(71)出願人	000135209 株式会社ニフコ 神奈川県横須賀市光の丘5番3号
(22)出願日	令和2年6月29日(2020.6.29)	(74)代理人	100098202 弁理士 中村 信彦
		(72)発明者	橘 典秀 神奈川県横須賀市光の丘5番3号 株式会社ニフコ内
		F ターム(参考)	3B088 AA02 3D022 CA22 CC23 CD22

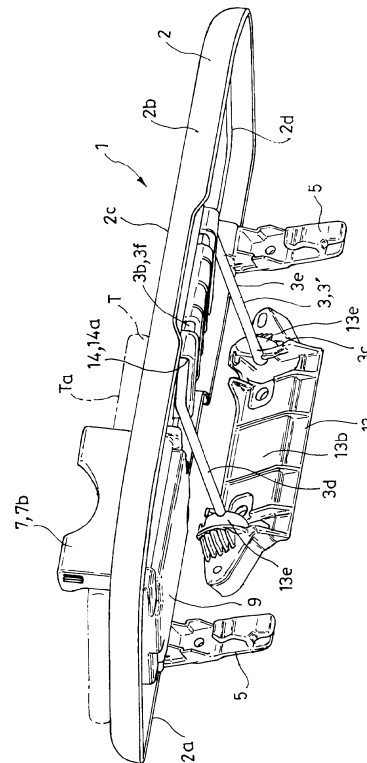
(54)【発明の名称】 車両用テーブル装置

(57)【要約】

【課題】車両用テーブル装置においてその載置面上に各種の物品を斜めにした状態で安定的に載せ置けるようにする。

【解決手段】車両の内装構成部材 I に備えられるテーブル装置 1 である。テーブル基部 2 a 側を前記内装構成部材 I に軸支させて、少なくとも非展開位置と載置面部 2 c を実質的に水平に位置させる展開位置との間に亘る回動可能に前記内装構成部材 I に備えられるテーブル本体 2 と、前記テーブル本体 2 を、前記非展開位置と前記展開位置と両位置間の少なくとも一つの間展開位置とにおいてそれぞれ支持状態の解除可能に支持する支持体 3 とを備えており、前記テーブル本体 2 の前記載置面部 2 c に、物品支持部分 7 を備えさせてなる。

【選択図】図 3



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

車両の内装構成部材に備えられるテーブル装置であって、
 テーブル基部側を前記内装構成部材に軸支させて、少なくとも非展開位置と載置面部を実質的に水平に位置させる展開位置との間に亘る回動可能に前記内装構成部材に備えられるテーブル本体と、
 前記テーブル本体を、前記非展開位置と前記展開位置と両位置間の少なくとも一つの間中間展開位置とにおいてそれぞれ支持状態の解除可能に支持する支持体とを備えており、
 前記テーブル本体の前記載置面部に、物品支持部分を備えさせてなる、車両用テーブル装置。

10

【請求項 2】

前記物品支持部分は、前記テーブル本体の前記テーブル基部との間に間隔を開けて、前記テーブル本体に起伏動可能に支持されてなる、請求項 1 に記載の車両用テーブル装置。

【請求項 3】

前記物品支持部分と前記テーブル本体の前記テーブル基部との間において、前記テーブル本体の前記載置面部に、起立状態において起立状態にある前記物品支持部分と共働して物品の少なくとも一部を挟み込み状に支持可能な追加物品支持部分を起伏動可能に付設させてなる、請求項 2 に記載の車両用テーブル装置。

【請求項 4】

前記支持体は、前記内装構成部材に軸支される基部と、前記テーブル本体側にスライド移動可能に組み合わされた先端部とを備え、前記テーブル本体の回動に追随して回動される弾性変形可能なロッドからなると共に、
 前記内装構成部材側に、前記回動の過程において前記ロッドの側部に摺接されるカム部を備えさせており、
 前記カム部に前記テーブル本体が前記非展開位置と前記展開位置と前記中間展開位置とにあるときにそれぞれ、前記ロッドの弾性復元力により前記ロッドに係合する複数箇所の係合部を備えさせてなる、請求項 1 ～ 請求項 3 に記載の車両用テーブル装置。

20

【発明の詳細な説明】

【背景技術】

【0001】

車両のシートバックの背面に備えられるテーブル状のカップホルダ装置に開口部を設けると共に、この開口部の下方に飲料容器の底部及び携帯端末の底部を保持する保持部材を設けさせたものとして、特許文献 1 に示されるものがある。この特許文献 1 のものでは、前記開口部に上方から入れ込まれて上側をテーブル面より上方に位置させ下側をテーブル面よりも下方に位置させる携帯端末を前記保持部材で起立状態に支持する態様となっている（特許文献 1 の図 2 参照）。

30

【先行技術文献】

【特許文献】

【0002】

【特許文献 1】特許第 5 7 9 2 0 4 2 号公報

40

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0003】

前記特許文献 1 のものに支持される携帯端末は、前記のようにその上側をテーブル面より上方に位置させ下側をテーブル面よりも下方に位置させることから、その表示面かつ操作面の全体を自動車の後部座席側から見ることはできず、また、視認可能な部分も前記表示面かつ操作面が鉛直方向に沿って位置づけられることからこれより上方に位置される後部座席の利用者の視点から眺め難い。また、かかる支持状態においては携帯端末の操作もなし得ないところであった。

【0004】

50

この発明が解決しようとする主たる問題点は、この種の車両用テーブル装置においてその載置面上に各種の物品を斜めにした状態で安定的に載せ置けるようにする、特に、携帯端末をその表示面かつ操作面の全体を眺めやすく且つ操作しやすい態様で載せ置けるようにする点にある。

【課題を解決するための手段】

【0005】

前記課題を達成するために、この発明にあっては、車両用テーブル装置を、車両の内装構成部材に備えられるテーブル装置であって、

テーブル基部側を前記内装構成部材に軸支させて、少なくとも非展開位置と載置面部を実質的に水平に位置させる展開位置との間に亘る回動可能に前記内装構成部材に備えられる

10

テーブル本体と、
前記テーブル本体を、前記非展開位置と前記展開位置と両位置間の少なくとも一つの間
展開位置とにおいてそれぞれ支持状態の解除可能に支持する支持体とを備えており、
前記テーブル本体の前記載置面部に、物品支持部分を備えさせてなる、ものとした。

【0006】

テーブル本体を利用しないときは前記支持体によってテーブル本体は邪魔にならない非展開位置に位置づけられ、テーブル本体の載置面部を利用するときは前記支持体によってテーブル本体は載置面部を実質的に水平に位置させる展開位置に位置づけられる。支持体によってテーブル本体はテーブル基部側を上にしてこれと対向する自由端側を下にして載置面部を斜めにした中間位置にも位置づけることができる。これにより、この中間位置において、載置面部に各種の物品を斜めにした状態で載せ置くことができる。例えば、スマートフォンやタブレットなどの一面を表示面かつ操作面とした板状の携帯端末を、その表示面かつ操作面を眺めやすく、かつ、操作可能な状態で、テーブル本体に載せ置くことができる。載置面部には、物品支持部分が備えられていることから、テーブル本体を中間位置に位置づけた状態で物品支持部分によって斜めになった載置面部上に載せ置かれた携帯端末などの物品の滑り落ちを防いで板状の携帯端末などの物品を斜めにした状態で安定的にテーブル本体に載せ置くことができる。

20

【0007】

前記物品支持部分を、前記テーブル本体の前記テーブル基部との間に間隔を開けて、前記テーブル本体に起伏動可能に支持されてなるものとするのが、この発明の態様の一つと

30

【0008】

また、前記物品支持部分と前記テーブル本体の前記テーブル基部との間において、前記テーブル本体の前記載置面部に、起立状態において起立状態にある前記物品支持部分と共働して物品の少なくとも一部を挟み込み状に支持可能な追加物品支持部分を起伏動可能に付設させておくことが、この発明の態様の一つとされる。

【0009】

また、前記支持体を、前記内装構成部材に軸支される基部と、前記テーブル本体側にスライド移動可能に組み合わされた先端部とを備え、前記テーブル本体の回動に追隨して回動される弾性変形可能なロッドから構成すると共に、

40

前記内装構成部材側に、前記回動の過程において前記ロッドの側部に摺接されるカム部を備えさせ、

前記カム部に前記テーブル本体が前記非展開位置と前記展開位置と前記中間展開位置とにあるときにそれぞれ、前記ロッドの弾性復元力により前記ロッドに係合する複数箇所の係合部を備えさせておくことが、この発明の態様の一つとされる。

【発明の効果】

【0010】

この発明によれば、この種の車両用テーブル装置においてその載置面上に各種の物品を斜めにした状態で安定的に載せ置くことができ、特に、携帯端末をその表示面かつ操作面の全体を眺めやすく且つ操作しやすい態様で載せ置くことができる。

50

【図面の簡単な説明】

【0011】

【図1】図1は、この発明の一実施の形態にかかるテーブル装置を上側から見て示した斜視図であり、テーブル本体は展開位置にある。

【図2】図2は、前記テーブル装置を下側から見て示した斜視図であり、テーブル本体は展開位置にある。

【図3】図3は、前記テーブル装置を下側から見て示した斜視図であり、テーブル本体は中間位置にある。

【図4】図4は、前記テーブル装置の正面図であり、テーブル本体は展開位置にある。

【図5】図5は、図4におけるA - A線位置での断面図である。

10

【図6】図6は、図4におけるB - B線位置での断面図である。

【図7】図7は、テーブル本体が非展開位置にある状態を図4におけるA - A線位置で破断して示した断面図である。

【図8】図8は、テーブル本体が中間位置にある状態を図4におけるA - A線位置で破断して示した断面図である。

【図9】図9は、テーブル装置の要部斜視図であり、支持体としてのロッドの側部に摺接されるカム部を示している。

【発明を実施するための形態】

【0012】

以下、図1～図9に基づいて、この発明の典型的な実施の形態について、説明する。この実施の形態にかかるテーブル装置1は、自動車などの車両の内装構成部材Iに備えられて用いられるものである。

20

【0013】

図1は、かかるテーブル装置1を、シートのシートバックSに備え付けるようにした例を示している。

【0014】

かかるテーブル装置1は、テーブル本体2と、支持体3とを備えてなる。

【0015】

テーブル本体2は、テーブル基部2a側を前記内装構成部材Iに軸支させて、少なくとも非展開位置と載置面部を実質的に水平に位置させる展開位置との間に亘る回動可能に前記内装構成部材Iに備えられる。

30

【0016】

図示の例では、テーブル本体2は、平面視の状態において、実質的に四角形の盤状を呈している。テーブル本体2は、長さを持ち、長さ方向に沿った一辺部を前記テーブル基部2aとし、長さ方向に沿った他辺部を自由端2bとした構成となっている。図示の例では、テーブル本体2は、その長さ方向を左右方向x（図1、図4参照）に沿わせるようにしてシートバックSの背面Saに備えられるようになっている。

【0017】

テーブル基部2aには、テーブル本体2の載置面部2cと反対の裏面2dであって、テーブル本体2の左右にそれぞれ、テーブル側軸受け部4が形成されている。シートバックSには、左右一対のテーブル支持用ブラケット5が固定される。左右のテーブル側軸受け部4を構成する左右一対の側壁4a間にそれぞれ、対応するテーブル支持用ブラケット5の上部5aが納められ、この一対の側壁4aとテーブル支持用ブラケット5の上部5aとを左右方向xに中心線に沿わせた軸6（図6参照）を介して回動可能に組み合わせることでシートバックSに前記のような回動可能にテーブル本体2が備え付けられている。

40

【0018】

左側のテーブル側軸受け部4と左側のテーブル支持用ブラケット5とを組み合わせる軸6と、右側のテーブル側軸受け部4と右側のテーブル支持用ブラケット5とを組み合わせる軸6とは、仮想の一つの直線L1（図2参照）にその中心線に沿わせており、テーブル本体2は、シートバックSの面にテーブル本体2の裏面2dを実質的に平行にするように向

50

き合わせた非展開位置（図 7）から載置面部 2 c を実質的に水平に位置させる展開位置（図 5）との間に亘る回動可能にシートバック S に備え付けられている。

【 0 0 1 9 】

この実施の形態にあつては、前記テーブル本体 2 の前記載置面部 2 c に、物品支持部分 7 が起伏動可能に付設されている。

【 0 0 2 0 】

図示の例では、前記仮想の直線 L 1 に直交してテーブル本体 2 を左右に二分する仮想の直線 L 2（図 1、図 2 参照）を挟んだ一方側、図示の例では、左側に、物品支持部分 7 が付設されている。

【 0 0 2 1 】

図示の例では、仮想の直線 L 2 の左側において、載置面部 2 c に凹所 8 が形成されている。テーブル本体 2 の裏面 2 d には載置面部 2 c 側にこの凹所 8 を形成させるための凸所 9 が形成されている。凹所 8 は、前記仮想の直線 L 2 に沿った、つまり、前後方向 y に沿った側壁 8 a と、前記仮想の直線 L 1 に沿った、つまり、左右方向 x に沿った側壁 8 b とを備えた平面視実質的に四角形の輪郭を持った形態となっている。

【 0 0 2 2 】

物品支持部分 7 は、前記凹所 8 の前後方向 y に沿った左右の側壁 8 a 間に亘る左右方向 x の寸法と、前記凹所 8 の左右方向 x に沿った前後の側壁 8 b 間の距離の実質的に半分の前後方向 y の寸法とを備えた板状を呈している。

【 0 0 2 3 】

図示の例では、物品支持部分 7 は、前記凹所 8 の前側において、前後方向 y に沿った左右の側壁 8 a 間に起伏動可能に納められている。図示の例では、物品支持部分 7 の前側が左右方向 x に中心線を沿わせた軸 7 a（図 6 参照）を介して凹所 8 側に回動可能に組み合わされており、これにより、物品支持部分 7 は、その表面 7 b を載置面部 2 c と実質的に面一に位置させる伏倒位置（図 6 参照）と、その表面 7 b を載置面部 2 c に実質的に直交させる起立位置（図 1、図 3、図 8）との間に亘る起伏動可能にテーブル本体 2 に備え付けられている。図示の例では、物品支持部分 7 が起立位置にある状態は凹所 8 の前側にある左右方向 x に沿った側壁 8 b が物品支持部分 7 の前側の表面 7 b に突き当たることで維持されるようになっている。

【 0 0 2 4 】

すなわち、前記物品支持部分 7 は、前記テーブル本体 2 の前記テーブル基部 2 a との間隔を開けて、前記テーブル本体 2 に起伏動可能に支持されている。そして、後述のように、テーブル基部 2 a と起立位置に位置づけた物品支持部分 7 との間に携帯端末 T を保持できるようになっている。

【 0 0 2 5 】

また、この実施の形態にあつては、前記物品支持部分 7 と前記テーブル本体 2 の前記テーブル基部 2 a との間において、前記テーブル本体 2 の前記載置面部 2 c に、起立状態において起立状態にある前記物品支持部分 7 と共働して物品の少なくとも一部を挟み込み状に支持可能な追加物品支持部分 1 0 を起伏動可能に付設させている。

【 0 0 2 6 】

追加物品支持部分 1 0 は、前記凹所 8 の前後方向 y に沿った左右の側壁 8 a 間に亘る左右方向 x の寸法と、前記凹所 8 の左右方向 x に沿った前後の側壁 8 b 間の距離の実質的に半分の前後方向の寸法とを備えた板状を呈している。

【 0 0 2 7 】

図示の例では、追加物品支持部分 1 0 は、前記凹所 8 の後側において、前後方向 x に沿った左右の側壁 8 a 間に起伏動可能に納められている。図示の例では、追加物品支持部分 1 0 の後側が左右方向 x に中心線を沿わせた軸 1 0 a（図 6 参照）を介して凹所 8 側に回動可能に組み合わされており、これにより、追加物品支持部分 1 0 は、その表面 1 0 b を載置面部 2 c と実質的に面一に位置させる伏倒位置と、その表面 1 0 b を載置面部 2 c に実質的に直交させる起立位置との間に亘る起伏動可能にテーブル本体 2 に備え付けられてい

10

20

30

40

50

る。図示の例では、追加物品支持部分 10 が起立位置にある状態は凹所 8 の後側にある左右方向 x に沿った側壁 8 b が追加物品支持部分 10 の後側の表面 10 b に突き当たることで維持されるようになっている。

【0028】

図示の例では、テーブル本体 2 を展開位置に位置づけた状態において、物品支持部分 7 と追加物品支持部分 10 をとを共に起立位置に位置づけることで（図 1 参照）、両者の間で物品の少なくとも一部、例えば飲料容器の底部側を挟むようにして凹所 8 内に飲料容器の底部側を入れ込むことができ、これにより、かかる飲料容器などの物品を展開位置にあるテーブル本体 2 上に安定的に支持することができる。

【0029】

なお、図示の例では、テーブル本体 2 の前記仮想の直線 L 2 を挟んだ右側にテーブル本体 2 を貫通する丸穴状部 11 が形成されており、この丸穴状部 11 を利用してテーブル本体 2 の右側においても飲料容器などを保持できるようになっている。

【0030】

一方、支持体 3 は、前記テーブル本体 2 を、前記非展開位置と前記展開位置と両位置間の少なくとも一つの間中間展開位置（図 3、図 8 参照）とにおいてそれぞれ支持状態の解除可能に支持する。

【0031】

この実施の形態にあつては、前記支持体 3 は、前記内装構成部材 I に軸支される基部 3 a と、前記テーブル本体 2 側にスライド移動可能に組み合わされた先端部 3 b とを備え、前記テーブル本体 2 の回動に追従して回動される弾性変形可能なロッド 3' から構成されている。

【0032】

それと共に、前記内装構成部材 I 側に、前記回動の過程において前記弾性変形可能なロッド 3' の側部 3 c に摺接されるカム部 12 を備えさせている。そして、前記カム部 12 に前記テーブル本体 2 が前記非展開位置と前記展開位置と前記中間展開位置とにあるときにそれぞれ、前記ロッド 3' の弾性復元力により前記ロッド 3' に係合する複数箇所の係合部 12 a を備えさせている。

【0033】

この実施の形態にあつては、シートバック S における左右のテーブル支持用ブラケット 5 の間に、ロッド支持用ブラケット 13 が固定され、このロッド支持用ブラケット 13 によってロッド 3' の基部 3 a がシートバック S に軸支されるようになっている。

【0034】

また、この実施の形態にあつては、テーブル本体 2 の裏面 2 d であつて、前記凹所 8 と丸穴状部 11 との間となる箇所に、ロッド 3' の先端部 3 b の案内部 14 が形成されている。

【0035】

図示の例では、ロッド 3' は、前後方向 y（図 1、図 5 参照）に沿った左側桿部 3 d 及び右側桿部 3 e と、左側桿部 3 d の一端と右側桿部 3 e の一端との間に亘る左右方向 x に沿った連接桿部 3 f と、左側桿部 3 d の他端から左方に突き出す左側軸部 3 g と、右側桿部 3 e の他端から右方に突き出す右側軸部 3 h とを備えてなる。左側桿部 3 d 及び右側桿部 3 e がロッド 3' の側部 3 c を構成し、連接桿部 3 f がロッド 3' の先端部 3 b を構成し、左側軸部 3 g と右側軸部 3 h がロッド 3' の基部 3 a を構成する。

【0036】

ロッド支持用ブラケット 13 は、シートバック S に対する取付面 13 a と、この取付面 13 a と反対の前面 13 b とを有し、左右の耳部 13 c に形成された通し穴 13 d を通じてシートバック S 側に止着されるネジなどによってシートバック S に固定されるようになっている。

【0037】

ロッド支持用ブラケット 13 の前面 13 b 側には、左右にそれぞれ、ロッド 3' の軸受け部 13 e が形成されている。軸受け部 13 e は前方に突き出す壁状をなし左側の軸受け部

10

20

30

40

50

1 3 e にロッド 3 ' の左側軸部 3 g の軸穴 1 3 f が形成され、右側の軸受け部 1 3 e にロッド 3 ' の右側軸部 3 h の軸穴 1 3 f が形成されている（図 4 参照）。

【 0 0 3 8 】

また、左側の軸受け部 1 3 e はその突き出し端から右側に張り出す底部 1 3 g を有し、右側の軸受け部 1 3 e はその突き出し端から左側に張り出す底部 1 3 g を有している。そして、ロッド 3 ' は、左側軸部 3 g 及び右側軸部 3 h を対応する前記軸穴 1 3 f に納めた状態で、テーブル本体 2 の回動に追従する前記回動の過程において、左側桿部 3 d と右側桿部 3 e との距離を狭める向き f（図 9 参照）の弾性変形を生じながら底部 1 3 g に左側桿部 3 d 及び右側桿部 3 e を摺接させるようになっている。

【 0 0 3 9 】

ロッド 3 ' の先端部 3 b の案内部 1 4 は、この先端部 3 b の太さと略等しい間隔を持ったガイド隙間 1 4 a を、図 2 中符号 1 4 b で示される部材によってテーブル本体 2 の裏面 2 d に前後方向 y に沿うように形成させてなる。

【 0 0 4 0 】

具体的には、テーブル本体 2 が非展開位置にあるときは、ロッド 3 ' の先端部 3 b は案内部 1 4 におけるテーブル本体 2 の自由端 2 b 側に位置される箇所 1 4 c に位置し（図 7）、ロッド 3 ' の左側軸部 3 g 及び右側軸部 3 h は先端部 3 b よりも上方に位置し、両者の間においてロッド 3 ' の左側桿部 3 d 及び右側桿部 3 e は前記底部 1 3 g 下に入り込む（図 7、図 9 においてはこのときのロッド 3 ' を二点鎖線で示す）。これにより、テーブル本体 2 が非展開位置にある状態は維持される。

【 0 0 4 1 】

非展開位置にあるテーブル本体 2 を展開位置に向けて回動操作すると、ロッド 3 ' の先端部 3 b は案内部 1 4 におけるテーブル本体 2 のテーブル基部 2 a 側に位置される箇所 1 4 d 側に移動し、ロッド 3 ' の右側軸部 3 h は図 9 中符号 f で示される向きに弾性変形しながら前記底部 1 3 g の突き出し端に摺接する（図示は省略するが、このとき、ロッド 3 ' の左側軸部 3 g は右側軸部 3 h と反対の向きに弾性変形しながら前記底部 1 3 g の突き出し端に摺接する。）。

【 0 0 4 2 】

図示の例では、前記底部 1 3 g には、この底部 1 3 g の根本 1 3 h に向けて凹む凹部 1 3 i、1 3 j が上下に間隔を開けて二箇所形成されている。

【 0 0 4 3 】

下側の凹部 1 3 i にロッド 3 ' の左側軸部 3 g 及び右側軸部 3 h が入り込む位置までロッド 3 ' が回動されると、ロッド 3 ' の弾性復帰により下側の凹部 1 3 i にロッド 3 ' の左側軸部 3 g 及び右側軸部 3 h における底部 1 3 g に対する摺接側の一部が入り込み、これにより、テーブル本体 2 が中間位置にある状態は維持される（図 8、図 9）。

【 0 0 4 4 】

テーブル本体 2 が中間位置にある状態から展開位置に向けてテーブル本体 2 が回動操作されると、ロッド 3 ' は再び弾性変形して前記下側の凹部 1 3 i からロッド 3 ' の左側軸部 3 g 及び右側軸部 3 h の一部を抜け出させる。この後、上側の凹部 1 3 j にロッド 3 ' の左側軸部 3 g 及び右側軸部 3 h が入り込む位置までロッド 3 ' が回動されると、ロッド 3 ' の弾性復帰により上側の凹部 1 3 j にロッド 3 ' の左側軸部 3 g 及び右側軸部 3 h における底部 1 3 g に対する摺接側の一部が入り込み、これにより、テーブル本体 2 が展開位置にある状態は維持される（図 5、図 9 においてはこのときのロッド 3 ' を一点鎖線で示す）。

【 0 0 4 5 】

すなわち、この実施の形態にあっては、前記底部 1 3 g とこれに設けられた二箇所の凹部 1 3 i、1 3 j によって、前記ロッド 3 ' の弾性復元力により前記ロッド 3 ' に係合する複数箇所の係合部 1 2 a が形成されている。

【 0 0 4 6 】

テーブル本体 2 を利用しないときは前記支持体 3 によってテーブル本体 2 は邪魔にならない非展開位置に位置づけられ、テーブル本体 2 の載置面部 2 c を利用するときは前記支持

10

20

30

40

50

体 3 によってテーブル本体 2 は載置面部 2 c を実質的に水平に位置させる展開位置に位置づけられる。支持体 3 によってテーブル本体 2 はテーブル基部 2 a 側を上にしてこれと対向する自由端 2 b 側を下にして載置面部 2 c を斜めにした中間位置にも位置づけることができる。これにより、この中間位置において、載置面部 2 c に各種の物品を斜めにした状態で載せ置くことができる。例えば、図 3 及び図 8 に示されるように、スマートフォンやタブレットなどの一面を表示面かつ操作面 T a とした板状の携帯端末 T を、その表示面かつ操作面 T a を眺めやすく、かつ、操作可能な状態で、テーブル本体 2 に載せ置くことができる。載置面部 2 c には、物品支持部分 7 が起伏動可能に付設されていることから、テーブル本体 2 を中間位置に位置づけた状態で物品支持部分 7 を起立させることで、斜めになった載置面部 2 c 上に載せ置かれた携帯端末 T などの物品の滑り落ちをかける物品支持部分 7 で防いで板状の携帯端末などの物品を斜めにした状態で安定的にテーブル本体 2 に載せ置くことができる。典型的には、以上に説明したテーブル装置 1 をシートバック S の背面 S a に備えさせたときは、前記のような携帯端末 T を、自動車の後部座席側からアクセスし易い状態で、テーブル本体 2 に安定的に載せ置くことができる。

10

【 0 0 4 7 】

なお、当然のことながら、本発明は以上に説明した実施態様に限定されるものではなく、本発明の目的を達成し得るすべての実施態様を含むものである。

【 符号の説明 】

【 0 0 4 8 】

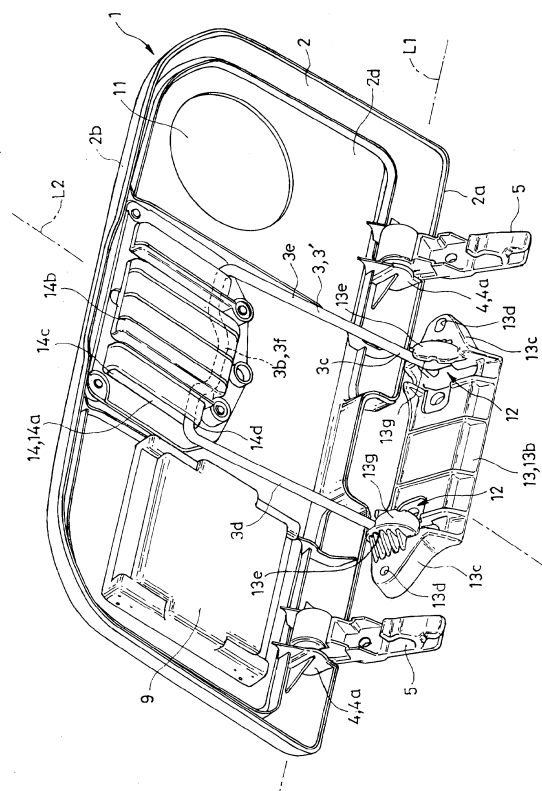
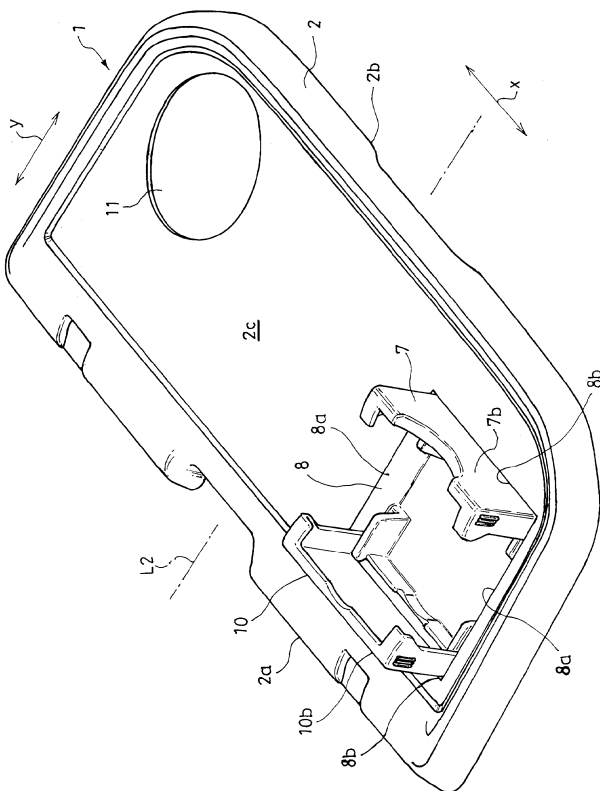
- I 内装構成部材
- 1 テーブル装置
- 2 テーブル本体
- 2 a テーブル基部
- 2 c 載置面部
- 3 支持体
- 7 物品支持部分

20

【 図面 】

【 図 1 】

【 図 2 】

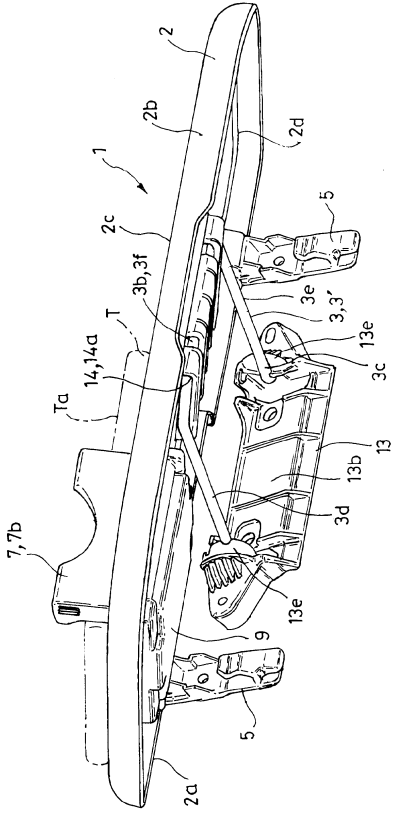


30

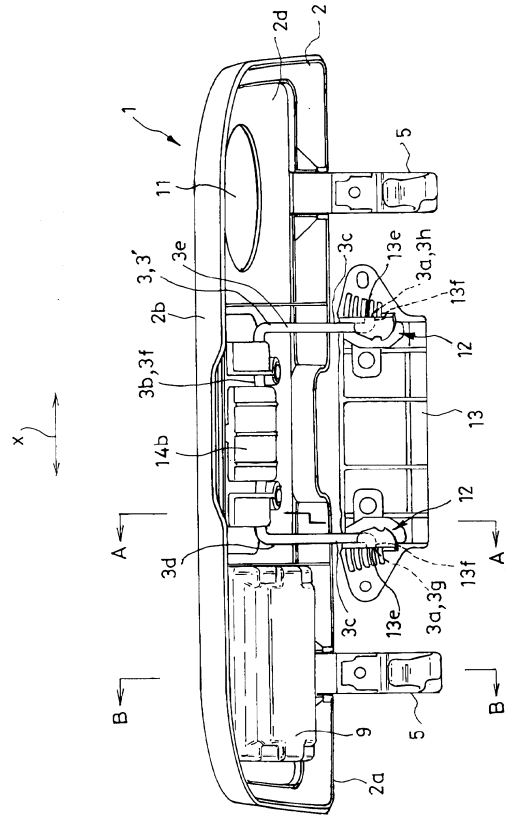
40

50

【 図 3 】



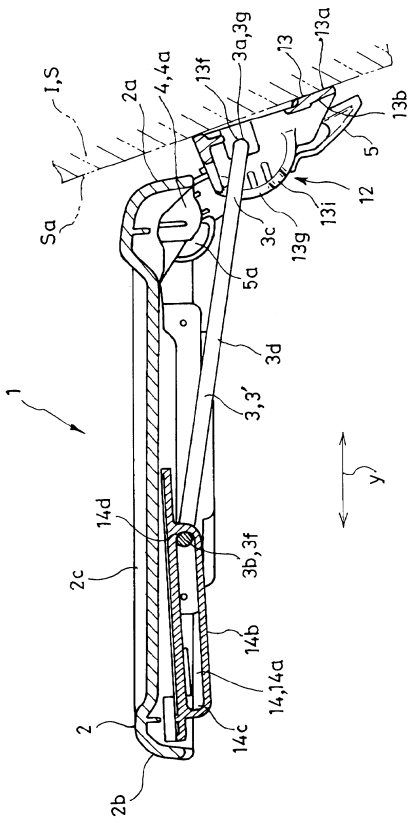
【 図 4 】



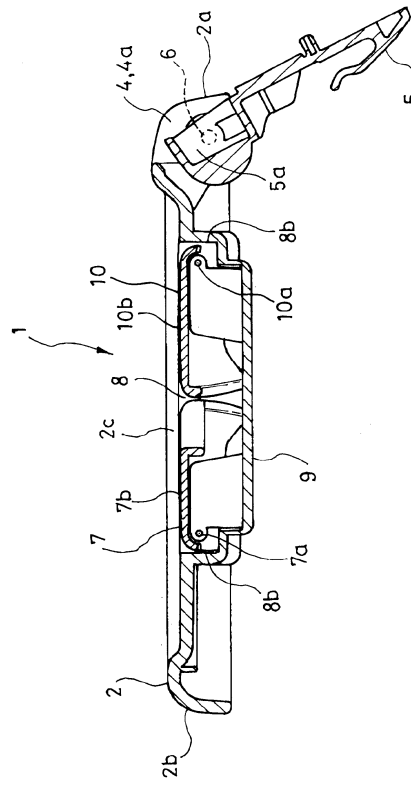
10

20

【 図 5 】



【 図 6 】

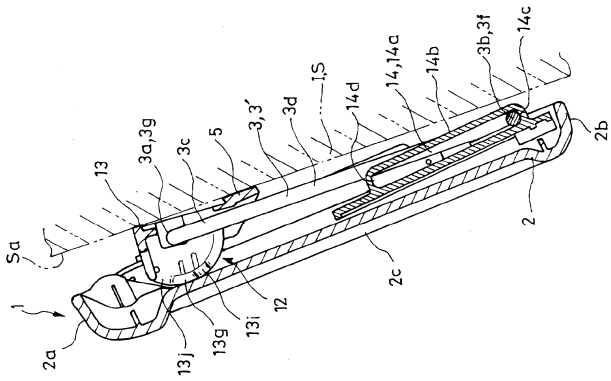


30

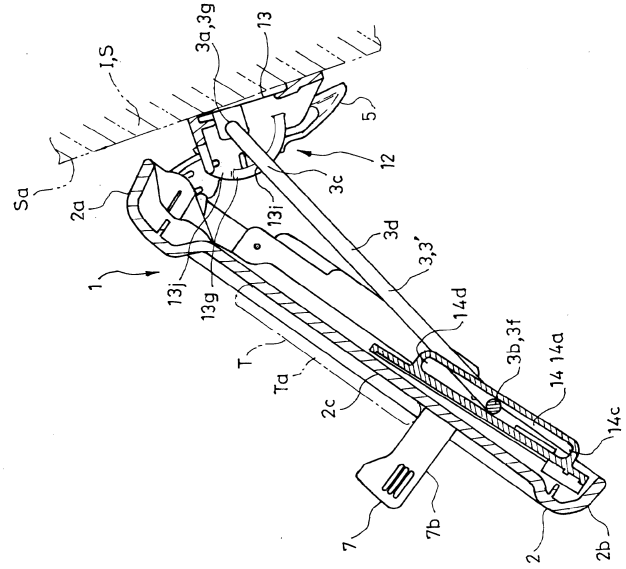
40

50

【 図 7 】



【 図 8 】



10

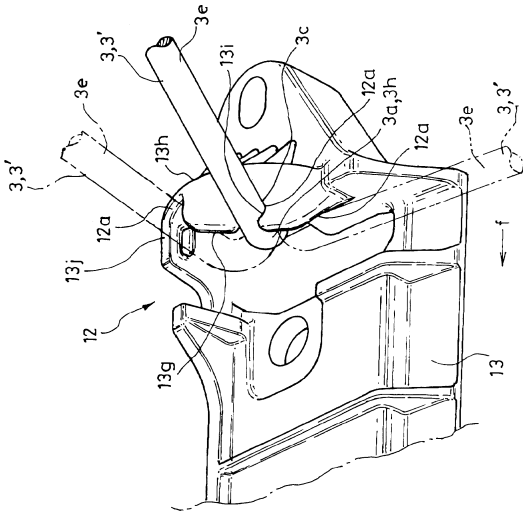
20

30

40

50

【 図 9 】



50